

## 社会福祉法人藻岩この実会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藻岩この実会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事、監事、評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 当法人を主たる勤務場所とする役員等を「常勤役員」、それ以外を「非常勤役員等」とする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
  - 2 役員等に対して賞与及び退職手当は支給しない。
  - 3 常勤役員には、報酬とは別に通勤手当を支給する。その額は当法人の給与規程第20条に準じ、職員を兼ねている場合はその勤務と合算した日数分を職員給与の通勤手当として支給する。

### (常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

### (非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため札幌市以外に出張したときは、報酬とは別に、法人の旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。
- (3) 当該会議場所や職務地が札幌市内の場合は、交通費は支給しない。

### (報酬の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬と通勤手当（以下「報酬等」とする。）の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、直前の平日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、報酬等から、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和3年11月1日より施行する。

この規程は、令和5年6月23日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役 職 名	報 酬 額
理 事 長	月額 100,000円
業務執行理事	月額 70,000円
理 事	月額 50,000円
理 事（施設長）	月額 20,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

	報 酬／1日当り
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000円

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

## (2) 理事

	報 酬／1日当り
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000円

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

## (3) 監事

	報 酬／1日当り
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000円

上記報酬額については、源泉徴収後の金額とする。